



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

953	木材業者等の登録	(林業振興課).....	1
954	随意契約の相手方の決定	(建築住宅課).....	3
*955	和歌山県営住宅等共益費取扱規程	(").....	4
956	一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課).....	21

告 示

和歌山県告示第953号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和3年9月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
1001		1001	令和3.7.1	和歌山市湊通丁南四丁目18番地	和歌山県森林組合連合会 代表理事 眞砂佳明	木材・チップ	御坊市塩屋町北塩屋280番地の1
	1001		令和3.7.1	和歌山市湊御殿一丁目1	宮坂木材産業株式会社 代表取締役 宮坂雅博	製材	和歌山市湊御殿一丁目1
1002			令和3.7.1	和歌山市園部1189番地の10	工匠木材店 小野正照	木材	和歌山市園部1189番地の10
1003			令和3.7.1	海草郡紀美野町安井137	中前木材 中前吉永	木材	海草郡紀美野町安井137
2001			令和3.7.1	伊都郡高野町上筒香21	有限会社久保コーポレーション 久保博志	木材	伊都郡高野町上筒香21
	2001		令和3.7.1	伊都郡かつらぎ町広口657番地	中辻製材所 中辻秀敏	製材	伊都郡かつらぎ町広口657番地
2002			令和3.7.1	奈良県桜井市大字戒重137番地	西垣林業株式会社 代表取締役 西垣雅史	木材	愛知県名古屋瑞穂区桃園町3番23号 京都府舞鶴市宇喜多小字片淵243-4 茨城県小美玉市鶴田字兵庫久保730-5 山形県酒田市宮海字明治99-10 高知県南国市蛸が丘1-1-1 愛知県豊田市御船町山ノ神56-116 奈良県桜井市大字戒重137番地 静岡県磐田市加茂1225-1

		2001	令和 3.7.1	伊都郡かつらぎ町笠田 東586	青山チップ 青山豊司	チップ	伊都郡かつらぎ町笠田 東586
4001	4001	4001	令和 3.7.1	有田郡有田川町川口5- 3	株式会社清建設 代表取締役 山本令子	木材・製材 ・チップ	有田郡有田川町清水17 16-1
4002	4002		令和 3.7.1	有田郡有田川町天満72 6	天満木材 高垣充益	木材・製材	有田郡有田川町天満72 6
	4003		令和 3.7.1	有田郡有田川町庄491	中製材所 中裕紀	製材	有田郡有田川町庄491
4003			令和 3.7.1	有田郡広川町下津木93 6番地の1	広川町森林組合 代表理事組合長 沖久雄	木材	有田郡広川町下津木93 6番地の1
4004			令和 3.7.1	有田郡有田川町清水83 0	土木建設業和平組 和平肇	木材	有田郡有田川町清水83 0
5001		5001	令和 3.7.1	御坊市塩屋町北塩屋67 6の51	株式会社竹中商店 代表取締役 竹中香哉子	木材・チッ プ	御坊市塩屋町北塩屋67 6の51 田辺市中辺路町水上41 5-8
5002			令和 3.7.1	日高郡みなべ町東岩代 577	あらほり木材 荒堀和雄	木材	日高郡みなべ町東岩代 577
	5001		令和 3.7.1	日高郡美浜町和田2235 番地の2	株式会社丸紀 代表取締役 山田裕明	製材	大阪府吹田市江の木町 12番5号 大阪戸上ビ ル2F 日高郡美浜町和田2235 番地の2
5003			令和 3.7.1	大阪府茨木市大住町2- 5 ジャンティ茨木2階	住友林業株式会社資源環 境事業本部山林部大阪事 業所 所長 坂口精一郎	木材	大阪府茨木市大住町2- 5 ジャンティ茨木2階
6001			令和 3.7.1	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の1	大辺路森林組合 代表理事組合長 三本修 平	木材	西牟婁郡白浜町日置98 0番地の1
6002			令和 3.7.1	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6	志波木材 志波秀夫	木材	西牟婁郡上富田町南紀 の台56-6
6003			令和 3.7.1	西牟婁郡上富田町朝来 1111番地	千賀林業 千賀征夫	木材	西牟婁郡上富田町朝来 1111番地
6004			令和 3.7.1	田辺市中辺路町栗栖川 671-10	中井林業 中井稔	木材	田辺市中辺路町栗栖川 671-10
6005			令和 3.7.1	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4	谷本林業 谷本幸三	木材	西牟婁郡上富田町岩田 2421-4
6006	6001	6001	令和 3.7.1	西牟婁郡上富田町岡2 番地	株式会社伸栄木材 代表取締役 栗栖万博	木材・製材 ・チップ	西牟婁郡上富田町岡2 番地
6007			令和 3.7.1	田辺市東山二丁目18番 15号	株式会社奥平林業 代表取締役 奥平利夫	木材	田辺市東山二丁目18番 15号
6008	6002		令和 3.7.1	田辺市神子浜一丁目17 番2号	株式会社寛座製材所 代表取締役 寛座健二	木材・製材	田辺市神子浜一丁目17 番2号
6009	6003		令和 3.7.1	田辺市本町18	杉本製材 杉本安弘	木材・製材	田辺市本町18
6010	6004	6002	令和 3.7.1	田辺市龍神村小家1013 -3	川口建設株式会社 代表取締役 川口明久	木材・製材 ・チップ	田辺市龍神村小家972- 39・972-40
6011			令和 3.7.1	田辺市龍神村柳瀬528 番地1棟1号	three tree 中島彩	木材	田辺市龍神村柳瀬528 番地1棟1号
6012			令和 3.7.1	田辺市東陽14-B-305	三本晋平	木材	田辺市東陽14-B-305

7001			令和 3.7.1	東牟婁郡北山村大字大 沼208番地	北山村森林組合 代表理事組合長 田岡富 泰	木材	東牟婁郡北山村大字大 沼208番地
7002			令和 3.7.1	新宮市船町一丁目1-15	前田商行株式会社 代表取締役 前田章博	木材	新宮市船町一丁目1-15
7003			令和 3.7.1	東牟婁郡那智勝浦町大 字八尺鏡野510番地	株式会社紀州熊野木材 代表取締役 瀧岡俊太	木材	東牟婁郡那智勝浦町大 字八尺鏡野510番地
7004			令和 3.7.1	新宮市熊野川町赤木46 5	上浦林業 上浦密三太	木材	新宮市熊野川町赤木46 5
7005			令和 3.7.1	新宮市熊野川町宮井37 4	峯園木材 峯園寛一	木材	新宮市熊野川町宮井37 4
7006			令和 3.7.1	新宮市新町二丁目1番 地の5	株式会社山一本店 代表取締役 瀬古伸一郎	木材	新宮市新町二丁目1番 地の5
	7001		令和 3.7.1	新宮市熊野地一丁目12 -10	吉田製材所 吉田一茂	製材	新宮市熊野地一丁目12 -10 三重県南牟婁郡紀宝町 鮎田1148
	7002		令和 3.7.1	新宮市新宮3459-1	榎本製材所 榎本多孝	製材	新宮市新宮3459-1
	7003		令和 3.7.1	東牟婁郡古座川町池野 山169-2	有限会社池田製材所 取締役 久保明	製材	東牟婁郡古座川町池野 山字広平1202
	7004		令和 3.7.1	新宮市あけぼの6番7号	新宮木造住宅協同組合 理事長 速水洋平	製材	新宮市あけぼの6番7号

和歌山県告示第954号

住宅管理システム共通基盤移行等業務及び機器等賃貸借について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住宅管理システム共通基盤移行等業務及び機器等賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年7月14日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan・JECCコンソーシアム
(代表者) 富士通Japan株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号
(構成員) 株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 随意契約に係る契約金額
98,954,590円（うち消費税及び地方消費税の額8,995,870円）
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第955号

和歌山県営住宅等共益費取扱規程を次のように定める。

令和3年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅等共益費取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。）第20条の2第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、知事による共益費の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 共益費のうちいずれかの費用に係る役務又は物品（以下「役務等」という。）を提供し、その費用を請求する者をいう。
- (2) 団地 条例別表第1の県営住宅若しくは条例別表第2の準特定優良賃貸住宅又はこれらの一部である1棟以上の住棟をいう。
- (3) 徴収の決定 条例第20条の2第2項の規定による共益費の徴収の決定をいう。

（申請）

第3条 条例第20条の2第1項の規定による共益費の徴収の申請（以下「徴収の申請」という。）は、県営住宅等共益費徴収申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 県営住宅等共益費徴収申請周知確認書（別記第2号様式）
 - (2) 県営住宅等共益費状況調書（別記第3号様式）
 - (3) 和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号。以下「規則」という。）第17条の2第3号又は第4号の費用を知事が徴収する共益費に含む場合は、当該費用について、次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 役務等の内容
 - イ 費用の総額
 - ウ 支払の相手方
 - エ 支払時期及び支払方法
 - (4) 県営住宅の入居者団体（以下単に「入居者団体」という。）の規約。ただし、条例第20条の2第1項ただし書に規定する者（以下「申請入居者等」という。）が徴収の申請を行う場合にあっては、第4条に規定する要件及び第5条第2号に掲げる基準に適合することを証する書類
 - (5) 入居者団体が徴収の申請を行う場合にあっては、決議証明書（別記第4号様式）又は入居者団体の規約に基づき作成された議事録（当該議事録の記載事項が決議証明書の記載事項と同等と認められるものに限る。）の写し
 - (6) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類
- 2 規則第17条の2第3号又は第4号に掲げる費用にあっては、入居者団体又は申請入居者等が特に希望する場合に限り、知事が徴収する共益費に含むものとする。
- 3 徴収の申請を行うことができる入居者団体は、次に掲げる要件を具備するものに限る。

(1) 入居者団体の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けていること。

- ア 構成員の資格に関する事項
- イ 会議（当該入居者団体の意思を決定する機関をいう。）に関する事項
- ウ 代表者に関する事項
- エ 会計に関する事項

(2) 団地の入居者等の4分の3以上が加入していること。

(3) 団地に係る共益費を当該団地の入居者等から徴収した上で、事業者に当該共益費に相当する電気、水道及び下水道の使用料その他の規則第17条の2各号に規定する費用（以下「電気使用料等」という。）を支払っていること（既に徴収の決定を受けている場合にあつては、当該徴収の決定の前に当該支払を行っていたこと。）。

（入居者等による申請）

第4条 条例第20条の2第1項ただし書に規定する知事が別に定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 団地に係る共益費の全部又は一部を入居者等から徴収した上で、電気使用料等の支払を行っていること（既に徴収の決定を受けている場合にあつては、当該徴収の決定の前に当該支払を行っていたこと。）。

(2) 団地の入居者等の4分の3以上に当たる多数の同意により当該団地の入居者等を代表する者であること。

（徴収の決定の基準）

第5条 条例第20条の2第2項の知事が別に定める基準は、次の各号に掲げる徴収の申請を行った者について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入居者団体 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。

ア あらかじめ当該入居者団体が徴収の申請に係る決議を行う旨を団地の入居者等の全員に文書で周知していること。

イ 徴収の申請に係る決議が入居者団体の規約に基づき行われ、かつ、総構成員の4分の3以上に当たる多数の賛成を得ていること。

(2) 申請入居者等 あらかじめ申請入居者等が徴収の申請を行う旨を全ての入居者等に文書により周知した後、徴収の申請を行う日における団地の入居者等の総数の4分の3以上に当たる多数の者から徴収の申請に係る同意を得ていること。

（徴収の決定の通知等）

第6条 徴収の決定の通知は、県営住宅等共益費徴収決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 前項の徴収の決定の通知を受けた者（以下「被決定者」という。）は、入居者団体の代表者又は申請入居者等の変更その他徴収の決定に係る事項について変更があった場合は、遅滞なく、その旨を入居者団体代表者等変更届（別記第6号様式）により知事に届け出なければならない。

（徴収協定）

第7条 被決定者は、知事による共益費の徴収を実施するため、知事と共益費の徴収に係る協定（以下「徴収協定」という。）を締結しなければならない。

2 徴収協定の有効期間は、徴収の決定の効力を生じた日からその翌年の3月31日までとする。

3 被決定者は、知事との協議により、前項の徴収協定の有効期間を更新することができる。この場合において、被決定者は、当該協議を行うことについて、入居者団体の総構成員の4分の3以上に当たる多数の賛成による決議（被決定者が申請入居者等である場合にあつては、団地の入居者等の総数の4分の3以上に当たる多数の者からの同意）を得なければならない。

4 前項前段の徴収協定の有効期間の更新（以下単に「有効期間の更新」という。）については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例第20条の2第1項の規定による共益費の徴収の申

請」とあるのは「第7条第3項に規定する知事との協議」と、「徴収の申請」とあるのは「有効期間の更新の協議」と、「県営住宅等共益費徴収申請書（別記第1号様式）」とあるのは「県営住宅等共益費徴収協定更新協議書（別記第7号様式）」と、「徴収の申請を」とあるのは「有効期間の更新の協議を」と、同条第3項中「徴収の申請」とあるのは「有効期間の更新の協議」と読み替えるものとする。

5 徴収協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 徴収する共益費及び条例第20条の2第5項に規定する費用（以下「徴収費用」という。）の額に関する事項
- (2) 共益費及び徴収費用の徴収の方法に関する事項
- (3) 知事が行う電気使用料等の支払の相手方その他支払の内容に関する事項
- (4) 徴収及び支払についての報告に関する事項
- (5) 共益費を徴収する年度における共益費の徴収額及び電気使用量等の支払額の確定に関する事項
- (6) 徴収の決定の取消しに関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める事項
（共益費相当額等）

第8条 条例第20条の2第4項の共益費に相当する額（以下「共益費相当額」という。）は、共益費を徴収する年度の前々年度における電気使用料等の総額（規則第17条の2第3号又は第4号の費用を知事が徴収する共益費に含む場合は、当該共益費を徴収する年度の前々年度における同条第1号及び第2号の費用の総額に第3条第1項第3号に掲げる書類に明記された金額を加えた額）に、当該前々年度における県営住宅に係る家賃の納付額をその調定額で除して得た数（小数点第4位以降を切り捨てた数とする。第10条において「家賃徴収率」という。）の逆数を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額は切り捨てる。

2 前項の規定により算出された共益費相当額に基づく共益費の徴収について、施設の増設又は改設、災害による施設の被災、法令の変更その他の当該共益費相当額に基づく共益費の徴収を行うことが適当でないと認められる特段の事情があるときは、知事は、前項の規定にかかわらず、適当と認められる方法により共益費相当額を定め、これに基づき共益費を徴収することができる。共益費の額を変更しようとする場合も同様とする。

3 条例第20条の2第4項の規定により算出した知事が徴収する共益費の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（入居者等の数）

第9条 条例第20条の2第4項の徴収の決定の通知を受けた団地の入居者等（この条及び次条において「徴収決定入居者等」という。）の数は、共益費を徴収する年度の前年度における10月1日現在の徴収決定入居者等の数とする。

（徴収費用）

第10条 条例第20条の2第5項に規定する共益費を徴収するに当たり必要となる費用の額は、1月につき、共益費に係る事務に要する費用に相当する額を、徴収決定入居者等の数の総数に家賃徴収率及び12を乗じて得た数で除して得た額（当該額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

（共益費等の徴収）

第11条 知事は、共益費の徴収を開始するに当たっては、あらかじめ徴収する共益費及び徴収費用の月額を入居者等に通知するものとする。その額を変更する場合も同様とする。

（支払）

第12条 知事は、電気使用料等の支払のため、事業者と契約を締結するものとする。

2 前項の契約の相手方、金額その他契約内容は、徴収協定に基づくものでなければならない。

（額の確定）

第13条 知事は、共益費及び徴収費用を徴収した上で、電気使用料等の支払を行った会計年度が終了した

とき（第15条第1項（第1号に係るものに限る。）の規定により徴収の決定が失効したときを含む。）は、当該年度において徴収を行った額のうち共益費の徴収額（次項において「徴収実績額」という。）及び電気使用料等の支払を行った額（次項において「支払実績額」という。）を確定し、被決定者に通知をするものとする。

2 前項の通知を受けた被決定者は、徴収実績額が支払実績額を上回る場合にあってはその差額を知事に請求するものとし、支払実績額が徴収実績額を上回る場合にあってはその差額を知事に納付しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか額の確定に関し必要な事項は、徴収協定で定める。

（徴収の決定の取消し）

第14条 知事は、被決定者から徴収の決定の取消しの申請（以下「取消しの申請」という。）があった場合において、適当と認めるときは、当該徴収の決定の取消しの決定（以下「取消しの決定」という。）を行うことができる。

2 前項の取消しの申請は、県営住宅等共益費徴収決定取消申請書（別記第8号様式）により行うものとする。

3 知事は、第1項の取消しの申請に対し、同項の規定により取消しの決定を行った場合は、県営住宅等共益費徴収決定取消通知書（別記第9号様式）により、当該取消しの申請を行った被決定者に対してその旨の通知（以下「取消しの決定の通知」という。）をするとともに、当該取消しの決定を受けた団地の入居者等に対しても取消しの決定の通知と同様の内容を通知するものとする。

（徴収の決定の失効）

第15条 徴収の決定は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める日に失効する。

- (1) 知事が取消しの決定を行った場合 当該取消しの決定において知事が指定した日
- (2) 徴収協定が締結されない場合 徴収の決定が行われた年度の1月末日
- (3) 徴収協定が更新されない場合 当該徴収協定の有効期間の末日

2 被決定者は、前項の規定により徴収の決定が失効したときは、当該徴収の決定に係る共益費の徴収及び事業者への支払を知事から引き継がなければならない。

（共益費の対象となる施設の全部又は一部を他の公営住宅と共用する団地の特例）

第16条 共益費の対象となる施設の全部又は一部を県営住宅でない他の公営住宅と共用する団地に係る徴収の申請があった場合の第3条（第3項第2号を除く。）、第4条、第5条、第6条第2項、第7条及び第9条の規定の適用については、当該他の公営住宅の入居者等に相当する者は、当該徴収の申請に係る団地の入居者等とみなす。

（経由）

第17条 この規程に基づく申請その他の行為を行う者は、その行為に係る団地を所管する管理機関の長（日高振興局建設部長、西牟婁振興局建設部長、東牟婁振興局串本建設部長又は東牟婁振興局新宮建設部長をいう。）が存する場合は、当該管理機関の長を経由して、当該申請その他の行為に係る書類を知事に提出しなければならない。

2 管理機関の長は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、必要に応じて、調査し、又は指導を行い、意見を付した上で知事に送付するものとする。

3 第1項の管理機関の長が存しない団地であって、条例第57条第1項の規定により市町村又は和歌山県住宅供給公社が当該団地の属する県営住宅の管理を行っている場合における、この規程に基づく申請その他の行為に係る書類の経由等については、第1項中「管理機関の長（日高振興局建設部長、西牟婁振興局建設部長、東牟婁振興局串本建設部長及び東牟婁振興局新宮建設部長をいう。）」とあるのは「市町村長又は和歌山県住宅供給公社理事長」と、前項中「管理機関の長」とあるのは、「市町村長又は和歌山県住宅供給公社理事長」と読み替えて適用するものとする。

（特定公共賃貸住宅に係る知事による共益費の徴収）

第18条 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第45号）第20条の規定による知事による共益費の徴収については、第3条から第15条まで及び前条の規定の例による。

（雑則）

第19条 被決定者は、入居者等相互の交流の促進及び入居者団体の活動を活性化させる方策を検討し、当該入居者団体の機能を充実させるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例（令和3年和歌山県条例第32号）附則第2項に規定する共益費の徴収に必要な行為は、この告示の施行の日前においても、第3条から第12条まで、第15条第1項（第2号に係るものに限る。）、第16条及び第17条の規定の例により行うことができる。

3 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和3年和歌山県条例第31号）附則第2項に規定する共益費の徴収に必要な行為は、この告示の施行の日前においても、第18条の規定によりその規定の例によることとされた第3条から第12条まで、第15条第1項（第2号に係るものに限る。）及び第17条の規定の例により行うことができる。

別記第1号様式 (第3条関係)

(その1)

(表)

年 月 日

和歌山県知事 様

団地名

団地

号棟

申請者 (入居者団体) 所在地

名 称

代表者職氏名

県営住宅等共益費徴収申請書

下記の共益費について、知事による徴収及び支払を希望しますので、関係資料を添えて、和歌山県営住宅条例 (平成 9 年和歌山県条例第 42 号) 第 20 条の 2 第 1 項本文の規定により申請します。

記

1 徴収を申請する共益費

- (1) 電気、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚水処理施設の維持管理に要する費用
- (3) 共同施設の清掃、剪定その他の維持管理並びにこれにより生じた汚物及びじんかいの処理の委託に要する費用
- (4) 共同施設の修繕及び物品の交換の委託に要する費用

2 添付資料

- (1) 県営住宅等共益費徴収申請周知確認書 (別記第 2 号様式)
- (2) 県営住宅等共益費状況調書 (別記第 3 号様式)
- (3) 決議証明書 (別記第 4 号様式) 又は議事録
- (4) 入居者団体の規約
- (5) その他和歌山県営住宅等共益費取扱規程 (令和 3 年和歌山県告示第 9 5 5 号) において定める資料

(裏)

留意事項

1 「電気、水道及び下水道の使用料」及び「汚水処理施設の維持管理に要する費用」は、対象外にできません。

2 「共同施設の清掃、剪定その他の維持管理並びにこれにより生じた汚物及びじんかいの処理の委託に要する費用」及び「共同施設の修繕及び物品の交換の委託に要する費用」の徴収を希望される場合は、にチェックをしてください。

また、次に掲げる事項を記載した書類を添付してください。

ア 役務等の内容

イ 費用の総額

ウ 支払の相手方

エ 支払時期及び支払方法

3 その他次に掲げる事項に留意してください。

(1) 入居者団体において、決議を行う前にあらかじめ県への共益費の徴収の申請を予定していることを全入居者に文書による周知をお願いします（決議を行う会議の開催通知とは別に必要です。）。この場合において、当該周知は、戸別に行うことを要します。

(2) 決議の証明は、決議証明書（別記第 4 号様式）により行ってください。ただし、入居者団体の規約に基づき作成される議事録を決議証明書に代えることができる場合は、この限りではありません。

(3) 入居者団体の規約が書面による決議の方法を認めている場合であって、当該方法により決議したときの決議証明書中「3 決議が行われた会議の日時」は、その書面による決議が成立した日を、「4 決議が行われた場所」は、「書面」と記載してください。

(4) 入居者団体の規約が住棟単位で意思決定を行い、その住棟を代表する者で全体の意思決定を行う方法を認めている場合であって、当該方法により決議したときの決議証明書中「7 決議に参加した人数」は、全体の意思決定に参加した住棟を代表する者の人数ではなく、その住棟における入居者団体に属する全ての人の人数を記載してください。決議証明書中「8 7のうち徴収の申請に賛成した人数」も同様に記載してください。

(5) 入居者団体が決議のための会議に委任状での参加を認めている場合の「7 決議に参加した人数」は、委任状での参加人数を含めてください。

(その 2)

(表)

年 月 日

和歌山県知事 様

団地名

団地

号棟

申請者 (申請入居者等) 住所

氏名

県営住宅等共益費徴収申請書

下記の共益費について、知事による徴収及び支払を希望しますので、関係書類を添えて、和歌山県営住宅条例 (平成 9 年和歌山県条例第 42 号) 第 20 条の 2 第 1 項ただし書の規定により申請します。

記

1 徴収を申請する共益費

- (1) 電気、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚水処理施設の維持管理に要する費用
- (3) 共同施設の清掃、剪定その他の維持管理並びにこれにより生じた汚物及びじんかいの処理の委託に要する費用
- (4) 共同施設の修繕及び物品の交換の委託に要する費用

2 添付資料

- (1) 県営住宅等共益費徴収申請周知確認書 (別記第 2 号様式)
- (2) 県営住宅等共益費状況調書 (別記第 3 号様式)
- (3) 和歌山県営住宅等共益費取扱規程 (令和 3 年和歌山県告示第 955 号) 第 4 条に規定する要件及び第 5 条第 2 号に掲げる基準に適合することを証する書類
- (4) その他和歌山県営住宅等共益費取扱規程において定める資料

(裏)

留意事項

- 1 「電気、水道及び下水道の使用料」及び「汚水処理施設の維持管理に要する費用」は、対象外にできません。
- 2 「共同施設の清掃、剪定その他の維持管理並びにこれにより生じた汚物及びじんかいの処理の委託に要する費用」及び「共同施設の修繕及び物品の交換の委託に要する費用」の徴収を希望される場合は、にチェックをしてください。

また、次に掲げる事項を記載した書類を添付してください。

ア 役務等の内容

イ 費用の総額

ウ 支払の相手方

エ 支払時期及び支払方法

- 3 その他次に掲げる点に留意してください。
 - (1) 申請ができる入居者は、共益費に係る費用の全部又は一部について、団地を代表して支払っている者に限ります。
 - (2) 共益費に係る費用の一部を支払っている入居者が申請する場合は、その他の共益費に係る費用を支払っている入居者との連名の申請としてください。
 - (3) 署名簿を作成し、その署名簿に全入居者の 4 分の 3 以上の同意の署名を集め、この申請書に添付して提出してください。
 - (4) 署名簿を作成し、署名を集める前に、県に共益費の徴収を申請することをあらかじめ全入居者に個別に文書で周知してください。
 - (5) 申請者は、共益費の申請その他共益費に関する事務について、団地を代表します。申請者は、申請以降の県からの通知その他について、全入居者に周知されるようお願いするとともに、徴収協定の締結等の際におかれましても、適切に入居者の意見を聴取されるようお願いいたします。

別記第3号様式 (第3条関係)

県営住宅等共益費状況調書

_____ 団地

1 電気使用料

場所	契約相手	番号	契約内容

2 水道使用料及び下水道使用料

場所	契約相手	番号

3 汚水処理施設 (浄化槽) の維持管理に要する費用

種類	契約相手	点検回数	年間契約額	支払月

4 月毎の支払の状況

月	電気使用料	水道使用料及び下水道使用料	汚水処理施設 (浄化槽) の維持管理に要する費用
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円
計	円	円	円

合計	円
----	---

注

- 「1 電気使用料」及び「2 水道使用料及び下水道使用料」は、1枚の請求書について1行で記載してください。なお、行の数は、適宜増減して差し支えありません。
- 「1 電気使用料」及び「2 水道使用料及び下水道使用料」の「場所」は、どの部分の料金なのかを記載してください。
(例) エレベーター (3号棟)
- 「1 電気使用料」及び「2 水道使用料及び下水道使用料」の「番号」は、「電気ご使用量のお知らせ」などから正確に転記してください。
- 「3 汚水処理施設 (浄化槽) の維持管理に要する費用」の「種類」の欄は、単独又は合併のいずれかを記載してください。
- 「4 月毎の支払の状況」は、その月分の「1 電気使用料」、「2 水道使用料及び下水道使用料」及び「3 汚水処理施設 (浄化槽) の維持管理に要する費用」を記載してください。

別記第4号様式(第3条関係)

決議証明書

下記のとおり県による共益費の徴収の申請を決議したことを証明します。

記

- 1 入居者団体の名称
 - 2 決議のための会議を招集した日 年 月 日
 - 3 決議が行われた会議の日時 年 月 日 時
 - 4 決議が行われた場所
 - 5 構成員の総人数 人
 - 6 決議のための会議の定足数 人
 - 7 決議に参加した人数 人
 - 8 7のうち徴収の申請に賛成した人数 人
- 年 月 日

和歌山県知事 様

証明者

(住所) _____

県営住宅 _____ 団地 _____ 号棟 _____ 号室

(氏名) _____

証明者

(住所) _____

県営住宅 _____ 団地 _____ 号棟 _____ 号室

(氏名) _____

注 証明者は、入居者団体の役員でない構成員2名としてください。

別記第5号様式 (第6条関係)

和歌山県指令 第 号

(申請者の所在地又は住所)

(入居者団体名及び代表する者の職氏名又は申請入居者等の氏名)

県営住宅等共益費徴収決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、和歌山県営住宅条例 (平成 9 年和歌山県条例第42号) 第20条の 2 第 2 項の規定により 年度より下記の共益費を徴収し、それに係る電気使用料等の支払を行うことを決定したので、同項の規定により通知します。

記

- 1 電気、水道及び下水道の使用料
- 2 污水处理施設の維持管理に要する費用
- (3 共同施設の清掃、剪定その他の維持管理並びにこれにより生じた汚物及びじんかいの処理の委託に要する費用)
- (4 共同施設の修繕及び物品の交換の委託に要する費用)

年 月 日

和歌山県知事

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に和歌山県を被告 (和歌山県を代表する者は、和歌山県知事となります。) として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 3 又は 4 は、該当がある場合に記載する。

別記第6号様式 (第6条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

団地名

団地

号棟

届出者所在地又は住所

名称又は氏名

代表者職氏名

入居者団体代表者等変更届

このことについて、下記のとおり変更しましたので、和歌山県営住宅等共益費取扱規程（令和3年和歌山県告示第955号）第6条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更前

3 変更後

注

- 1 入居者団体の会議の議事録等変更内容を証する資料があれば、添付すること。
- 2 入居者団体の代表者又は申請入居者等が変更した場合は、変更後の入居者団体の代表者又は申請入居者等が届出を行うこと。
- 3 申請入居者等が届出を行う場合、届出者の項目には、その者の住所及び氏名を記載すること。

別記第7号様式 (第7条関係)

年 月 日

県営住宅等共益費徴収協定更新協議書

和歌山県知事 様

団地名

団地

号棟

協議者所在地又は住所

名称又は氏名

代表者職氏名

年 月 日付けで締結した協定の有効期間を更新したいので、下記書類を添えて、和歌山県営住宅等共益費取扱規程 (令和 3 年和歌山県告示第 9 5 5 号) 第 7 条第 3 項の規定により協議します。

記

- 1 県営住宅等共益費徴収申請周知確認書 (別記第 2 号様式)
- 2 県営住宅等共益費状況調書 (別記第 3 号様式)
- 3 見積書
- 4 規約
- 5 決議証明書 (別記第 4 号様式) 又は議事録

注

- 1 見積書は、和歌山県営住宅条例施行規則 (平成 9 年和歌山県規則第 95 号) 第 17 条の 2 第 3 号又は第 4 号に相当する費用を引き続き知事が徴収する共益費に含む場合に限り添付してください。
- 2 規約は、協定締結時から変更があった場合に限り変更後の規約を添付してください。
- 3 県営住宅等共益費状況調書は、初回更新に限り添付してください。

別記第8号様式(第14条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

団地名

団地

号棟

申請者所在地又は住所

名称又は氏名

代表者職氏名

県営住宅等共益費徴収決定取消申請書

年 月 日付け和歌山県指令 第 号にて徴収の決定の通知があったこのことについて、和歌山県営住宅等共益費取扱規程(令和3年和歌山県告示第955号)第14条第1項の規定によりその取消しを申請します。

なお、徴収の決定の取消しの通知を受けた後、年 月分の共益費よりその徴収及び支払を引き継ぐことを申し添えます。

注 申請入居者等が申請する場合、申請者の項目には、その者の住所及び氏名を記載してください。

別記第9号様式 (第14条関係)

和歌山県指令 第 号

(申請者の所在地又は住所)

(入居者団体名及び代表する者の職氏名又は申請入居者等の氏名)

県営住宅等共益費徴収決定取消通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、和歌山県営住宅等共益費取扱規程 (令和3年和歌山県告示第955号) 第14条第1項の規定により徴収の決定の取消しを決定したので、同条第3項の規定により通知します。

なお、和歌山県営住宅等共益費取扱規程第15条の規定により徴収の決定が失効する日は、年 月 日としますので、年 月分の共益費よりその徴収及び支払を行ってください。

年 月 日

和歌山県知事

(教示)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告 (和歌山県を代表する者は、和歌山県知事となります。) として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

和歌山県告示第956号

令和3年度遠隔操作式架線集材システムの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年9月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
遠隔操作式架線集材システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
上道キカイ株式会社
和歌山県新宮市新宮8001番地の135
- 5 落札金額
34,540,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,140,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年8月6日